



## 高齢者医療制度の見直しについて

今般、『与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチーム』において、高齢者医療制度について以下のとおり取りまとめられましたので、その内容をお知らせします。

なお、今後、正式に内容が固まった段階で改めてお知らせする予定です。



### 1. 70～74歳の人（注1）の窓口負担について

平成20年4月から平成21年3月までの一年間、窓口負担が1割に据え置かれます。

（注1）すでに3割負担をいただいている人、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた人は除きます。

（注2）昨年の制度改正では、70～74歳の人々の窓口負担については、平成20年4月から2割負担に見直されることになっていたものを据え置くものです。

### 2. 後期高齢者医療制度における75歳以上の被扶養者の保険料について

平成20年4月から9月までの6か月間は無料となり、平成20年10月から平成21年3月までの6か月間は、頭割保険料額（被保険者均等割）が9割軽減された額となります。

（対象者）

75歳以上の人（注1）で、後期高齢者医療制度の被保険者になる日の前日（平成20年3月31日または75歳の誕生日の前日）において、被用者保険（注2）の被扶養者となっている人

（注1） 65～74歳で一定の障害認定を受けた人を含みます。

（注2） 政府管掌健康保険や企業の健康保険、公務員の共済組合等、いわゆる「サラリーマン」の健康保険であり、国民健康保険は該当しません。

（注3） 昨年の制度改正では、被用者保険の被扶養者の人については、後期高齢者医療制度の被保険者となった日の属する月から2年間、被保険者均等割を5割軽減することとされていますが、今回の措置はそれに加えて行うものです。